

建築物の中間検査制度の導入について（案） のパブリックコメント実施について

平成18年12月21日
景観まちづくり課

構造計算書偽装事件の発生などを契機として建築基準法が平成18年6月21日に改正され、3階建て以上の共同住宅について中間検査が義務付けされることとなりました。（この施行は、改正日から1年以内です。）

鳥取県では、3階建て以上の共同住宅と併せて、一定規模以上の公会堂、病院、学校、百貨店などの多数の方々を利用する建築物についても中間検査を実施し、これまで目視で確認できなかった部分の違反の発生を防ぎ、是正が容易な早い段階での指導を行い、安全・安心なまちづくり、良質な建築物のストック形成を図りたいと考えております。

この制度が導入されると、対象となる建築物は、指定された工事の工程（特定工程）で、建築主事又は指定確認検査機関の検査を受けて合格しなければ工事を進めることができなくなります。また、中間検査の際には検査手数料がかかります。

つきましては、この中間検査制度の導入案について県民の皆さんからご意見を募集します。

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

平成18年12月22日（金）～平成19年1月15日（月）まで

(2) 意見募集内容

「建築物の中間検査制度の導入について（案）」について意見を募集します。

景観まちづくり課のホームページ（<http://pref.tottori.jp/keimachi/>）でご覧になれるほか、県庁県民室、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野総合事務所の各県民局に用紙を備え付けています。

(3) 意見提出方法

次のいずれかの方法で鳥取県生活環境部景観まちづくり課宛に送付してください。様式は自由です。（ホームページの様式もご利用ください。）

①電子メール：keikanmachizukuri@pref.tottori.jp

②ファクシミリ：0857-26-8114

③郵送：郵便番号680-8570（郵便番号のみで届きます）

2 「建築物の中間検査制度の導入について（案）」の内容

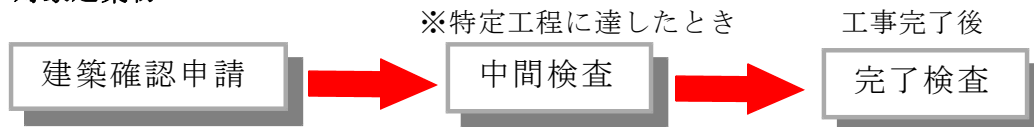
○建築確認から完了検査までの流れ

【現状】



【中間検査導入後】

・対象建築物



注) 特定工程に達したときは、中間検査を受け、中間検査合格証の交付を受けなければ、その後の工事を進めることができません。

○対象とする建築物

建築基準法に掲げる「特殊建築物」のうち多数の方々が利用する次の用途の建築物で、災害時における構造上の安全性が特に求められる一定規模以上のものとします。

	用途	規模（階数・床面積）
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	3階以上又は客席が200㎡（屋外観覧場にあつては1,000㎡）以上の建築物
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎又は児童福祉施設等	3階以上又は2階部分が200㎡以上の建築物
(3)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	3階以上又は2,000㎡以上の建築物
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）	3階以上、3,000㎡以上又は2階部分が500㎡以上の建築物

○特定工程（中間検査を受けなければならない工程）

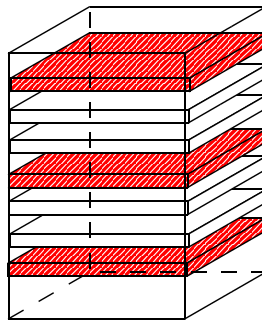
建築物の耐震性を確保するために重要な工程であり、工事の早い段階である2階の床とそれを支える梁の配筋工事の終了したときと、高層建築物については、さらに5階、8階などの3階ごとの床とそれを支える梁の配筋工事の終了したときとします。

○中間検査の手数料

検査に必要な手数料を鳥取県建築基準法施行条例で定めます。

特定工程の参考図

8階
7階
6階
5階
4階
3階
2階
1階



斜線の部分の床と梁の鉄筋の状況などを検査します。

鳥取県庁 景観まちづくり課 行き

(ファクシミリ：0857-26-8114)

○建築物の中間検査制度の導入について（案）
に対する意見について

*ご意見ありがとうございました。差し支えなければ、下記もご記入をお願いします。

(お住まいの市町村名)		
(年代)	歳代	(職業)